

平成 29 年 11 月 14 日

報道関係各位

一般社団法人 日本デイサービス協会
理事長 小川 義行

「2018 年介護保険改正に向けた事業所アンケート結果のまとめ」

次回介護保険改正も通所介護事業においては、議論の内容を鑑みると厳しい報酬改定になることが予想されます。

政府や厚生労働省に向けて通所介護事業が持続可能な運営にできるよう意見書等のとりまとめを行い働きかけていく為、一般社団法人日本デイサービス協会の運営ガイドライン分科会が中心となり、通所介護事業における運営基準・加算要件などの課題を明らかにし、施策提言に向けた情報収集を目的としてアンケートを実施致しました。

アンケート結果について取りまとめおこないませんので、ご報告致します。

◆団体概要

- ・法人種別 : 一般社団法人
- ・名称 : 日本デイサービス協会
- ・住所 : 東京都港区虎ノ門 1-13-4 虎ノ門宝寿ビル 7 階
- ・設立日 : 2014 年 6 月 10 日

■報道関係者お問合せ先 一般社団法人日本デイサービス協会事務局

担当 : 鶴村 TEL: 03-3539-2082 FAX : 03-3539-2083 E-mail:tsurumura@jcvcg.com

■アンケート主旨

次回介護保険改正も通所介護事業においては、議論の内容を鑑みると厳しい報酬改定になることが予想される。政府や厚生労働省に向けて通所介護事業が持続可能な運営にできるよう意見書等のとりまとめを行い働きかけていく為、通所介護事業における運営基準・加算要件などの課題を明らかにし、施策提言に向けた情報収集を目的とする。

■対象

- ①通所介護事業を直接運営されている協会員
- ②通所介護事業を運営している事業者

■アンケート方法

- ①協会員：事務局よりアンケート項目、回答フォームをメールで配信、回収。
- ②一般通所介護事業者：システム会社協力のもと、WEBアンケート実施

■期間

2017年7月10日（月）～8月4日（金）

【アンケート回収および集計結果】

- ①協会員：n=308 （協会員の約13%）
- ②一般：n=233 合計：n=541

1-1. ■規模

回答者の68%は小規模事業者、30%が通常規模事業者となっており、大規模事業者からの回答はほとんどなかった。

1-3. ■基本サービス提供時間

3～5時間が52%、7～9時間が39%となっており、一部9%が5～7時間のサービス提供を実施している企業であった。但し、3～5時間の回答者は、概ね2ユニットによる運営を行っている。

1-4. ■管轄都道府県（市区町村）

回答者は、北海道から沖縄まで、全国の事業所から回答を得た。

2. 【経営状況について】

2-1. ■現在の運営収支状況（経常利益）について※営業利益ではなく、間接部門コスト（人事・総務・経理などの本部経費）を引いた経常利益でお答えください。

回答者の30%が黒字、35%が損益分岐、32%が赤字と回答。大幅な赤字も2%存在する。現状より介護報酬が下がる場合、約70%の事業者が運営継続困難に陥る可能性が高い。

2-2. ■前問に引き続き、運営収支状況についてお答えください。

現在の運営収支状況について、「問題ない」と回答したのは18%のみとなり、「大変苦しい」が58%、「廃業を考えている」が20%、既に「閉鎖を検討」も1%あった。利用者がある為、「借金しても継続する」と答えている回答者が3%存在する。

一般社団法人日本デイサービス協会 運営ガイドライン分科会

前問と合わせると、介護報酬が減少する若しくはコストが上がってしまう場合、80%の事業者が運営に支障をきたすことが予想される。

2-3. ■厚生労働省が実施している『介護経営実態調査』において介護サービスの中で通所介護事業の収支差率6.3%で最も高いと言うデータについて感じているところをお答えください。

収支差率については、国が提示しているデータについて、「もっと低い」が88%となり、約90%が実際の経営状態と違和感を感じる結果となった。

2-4. ■前問で「3. もっと低いと思う」と答えた方、中小企業平均との比較について

さらに、中小企業平均である3.6%より「低い」が78%を占めた。

介護経営実態調査より算出される収支差率については、調査方法や回答方法について改善する必要性があり、実情に沿った統計により介護報酬改定の基礎データをとることを望む。

2-5. ■通所介護事業において特に収支を1番圧迫しているものは何ですか？

事業運営上、最も収支を圧迫する科目としては「人件費」が426件と突出して高く、次いで「採用費」38件と続く結果となった。

2-6. ■前問の項目の中で、近年特に増加し、負担となっているものは何ですか？

最近特に負担が増加している科目としては「採用費」242件で一番高く、次いで「人件費」134件となった。その他も126件と高かったが、内容は「求人広告費」や人件費に連なる「社会保険料等」の科目となり、概ね「採用費」と「人件費」と考えられる科目となった。

3. 【運営について】

□サービス提供時間について

3-1. ■利用者の送迎時間がサービス提供時間に含められたら、現場スタッフの残業削減や働き方を見直すことができると思いますか？

「強く思う」44%、「思う」37%で81%が送迎の規定を見直すことで、働き方を改善できると考えている。

3-2. ■送迎がサービス提供時間に含まれないことで、残業が発生していると思いますか？

「強く思う」37%、「思う」42%で79%が送迎業務の影響が職員の残業増に起因していると考えているという結果となった。

3-3. ■利用者の送迎時間は自宅から施設まで片道でどのくらいの時間かかっていますか？

送迎については、概ね片道の時間は「15分以上 30分未満」が68%を占め、次いで「30分以上 45分

未満」が19%となった。

国の目指す、働き方改革に関連する残業時間の削減の為には、送迎業務に関連する時間をサービス提供時間に含めることで、一定の効果が期待できる。

□生活相談員について

3-4. ■生活相談員の配置要件についてお答えください。

生活相談員の配置要件については、「変更の必要あり」76%で「必要あり」24%を大幅に上回る結果をなした。

3-5. ■生活相談員のサービス提供時間帯の配置についてお答えください。

サービス提供時間帯の配置については、「常時配置する必要がない」47%、「配置自体必要がない」39%となり配置に対する問題や課題を感じている結果となった。

3-6. ■前問で「2. 常時配置する必要はない」、「3. そもそも必要ない」と答えた方はその理由を教えてください（複数回答可）

理由としては「介護職兼務でも問題はない」355件、「生活相談員の業務が定められていない」228件、「保有資格にバラつきがあり、質が担保されない」156件となった。

3-7. ■資格要件についてお答えください（複数回答可）

「実務経験が有効」383件で一番多く、次いで「介護基礎資格でも有効」211件、「社会福祉主事（3科目主事）は不適切」124件となった。

通所介護における生活相談員については、介護職を兼務するケースが多く、さらに生活相談員の資格規定はあったとしても、業務規定がない為、見直しが必要である。その為、採用等を鑑みた場合、介護基礎資格が有効であれば、優秀な人材の確保につながると推測される。

4. 【介護報酬・加算について】

個別機能訓練加算の取得について

4-1. ■個別機能訓練加算の取得についてお答えください。※Ⅰ、Ⅱは問いません

「取得している」64%、「取得していない」36%となり概ね大半の事業所は、個別機能訓練加算を取得している結果となった。

国は小規模事業所の個別機能訓練加算の取得率が低いことを持って、機能訓練の未実施やサービスの質が悪いと仮説を立てていることについてお答えください。

4-2. ■個別機能訓練加算の取得率とサービスの質は関係していると思いますか？

一方、個別機能訓練の取得率とサービスの質については、69%が「関係はない」と答えている。

4-3. ■前問で「2. そう思わない」、「3. わからない」と答えた方その理由を教えてください（複数回答可）

取得率とサービスの質が関係しない理由については「書類作成に時間が取られて、本来の訓練に注力できない為」164件、「個別機能訓練がすべてではないと考えている為（認知症ケア、レスパイトケ

アも重要）」162件とほぼ同数となった。次いで「算定条件が満たせない為、加算は取得していないが、

機能訓練を実施している為」133件、「個別機能訓練の評価方法が曖昧なため、取組効果に不安に感じ

ている為」110件、「その他」127件と理由についてはそれぞれの事業所の考え方によりバラつきがみられた。

小規模事業者の方はお答えください。

4-4. ■個別機能訓練加算を取得していない理由は何ですか？（複数回答可）

小規模事業者で加算取得していない理由は「個別機能訓練加算の取得額では、専門職の人員費が賄えない」189件で突出して高く、次いで「その他」132件となった。その他の理由についても、「人員要件が厳しい」「人員費が高い」「利益がでない」など、収支に関連する事由が多くみられた。

一般社団法人日本デイサービス協会 運営ガイドライン分科会

□個別機能訓練加算Ⅱについてご質問です。

4-5.個別機能訓練加算Ⅱの取得の問題について感じることをお答えください。(複数回答可)

「算定基準が複雑で書類作成にかかる時間が長い為、残業が発生している」415件で一番多く、次いで「アウトカム(成果)を意識したガイドラインが必要」303件、「算定要件が地域(保険者等)によって異なるため、取得しにくい」264件となった。

個別機能訓練加算については、必ずしも取得率がサービスの質を左右するものではなく、利用者の選択の一つと捉えている傾向が強い。小規模事業所においては、収支の関係で加算取得費用より、指導員の人件費支出が負担となり加算未取得となっている。個別機能訓練自体は、加算未取得でも実施していると回答している事業者が多い。個別機能訓練加算の事務作業負担が大きく、訓練に注力できていない実情も多く、事務作業負担の軽減と合わせてアウトカム(評価)方法に一定のガイドライン等の道筋が必要と思われる。

□介護職員処遇改善加算についてのご質問です。

4-6.■介護職員処遇改善加算の支給対象が介護職に限られていることについて問題だと思いますか？

「問題だと思う」83%となり、大半が現行制度を問題視している結果となった。

4-7.■前問で「2. 問題だと思う」と答えた人が対象 どのような問題が発生していますか？(複数回答可)

「待遇改善に向けての公平な人事評価ができない」541件で一番多く、「他職種のチームケアなのに不

公平だと不満があがっている」317件、介護職への待遇改善の為、経営状況が厳しいが他の職種の待遇も改善せざるを得ない」266件と続く。「待遇改善により、年間所得があがり103万円以下での所得

制限で勤務されていると、勤務日数が減り、結果として人員不足が発生してしまっている為」106件との回答もあり、採用難の上、既存スタッフの出勤調整による人員不足も発生していることが分かった。

介護職員の処遇改善加算については、公平な評価ができないとの回答が多く、またチームケアでありながら介護職員にしか支給されない原資に多くの事業者は混乱と負担が生じている実情がわかった。処遇改善加算の算定要件にあるキャリアパス要件を鑑みても、適切な状況にはなく、見直しの必要性を強く感じる。介護従事者処遇改善加算等に変更し、支給対象者を広げることが有効な手段と考える。

□認知症加算についてのご質問です

4-8.■認知症加算の取得についてお答えください。

「取得していない」97%となり、ほとんどの事業者が加算の取得をしていない結果となった。

4-9.■前問の「2. 取得していない」と答えた方、その理由をお答えください

「認知症介護実践者研修等の受講者がいない、もしくは採用できない」288件と配置要件の問題で取得していないことが分かった。次いで「対象の状態の利用者が少ない為」173件で認知症自立度の結果となった。

加算の取得がほとんどされていない実情を鑑み、認知症対応通所介護との兼ね合いから、全体的に要件の見直しが必要であると考えます。

5. 【その他】

□相談室の運用状況についてのご質問です。

5-1. ■設備基準にある相談室の使用頻度（利用者・ご家族の相談）についてお答えください

「頻繁に使用している」5%、「月5回以上使用している」14%、「月1回程度」33%、「ほとんど使用実績はない」48%との結果となった。月1回以下の使用が81%を占め、設備要件として規定されて

いるが、使用されない現状である結果となった。

5-2. ■前問の「4.ほとんど使用実績がない」と答えた方、お答えください。

「相談があればご自宅に訪問する」71%、「相談なし」20%、「その他」の項目でも、「電話で対応できる」、「ご家族の訪問の際は、業務後のフロアで対応」など、プライバシーへの配慮はした上で、相談室以外での相談対応ができることが分かった。

以上